

生徒番号 名前

今日、「人権」と聞くと様々なものが挙げられるが、どのような権利を想像しますか。自由な作品を作る権利、平等に一人一票の投票をする権利、興味のある学問を学ぶ権利など、枚挙にいとまがありません。今年度は「人権」がどのような歴史的背景から生まれたのか、また、身近な「人権」やこれから求められる「人権」などについて、哲学的思想の発達が早くからみられたヨーロッパや、日本における人権問題から「人権」について学習を進めていく予定です。

哲学的思想には“答えのない問い”が数多く存在します。人権の歴史ではそのような問いをみなさんに考えてもらい、“自分の答え”を持ってもらうことを目的にしています。そこで授業内にもレポートを課し、自分の意見を述べる練習をしてもらいます。今回はその第1回です。下のお題に対して自分なりの答えをまとめてみて下さい。

お題：【脳死を人の死と認めるか】

死とは、医学的に①呼吸停止、②心臓停止、③瞳孔散大の「死の三兆候」によって判定される。脳死は、肺や心臓は機能しているが、脳全体の機能が不可逆的に停止してしまった状態をさす。この状態に陥ると短時間で心停止に至るが、人工呼吸器を装着することで、数日から数週間、脳以外の身体を動かすことが可能となった。脳死を「人の死」と認めれば、移植医療において脳死者を臓器移植（ドナー）とし、心臓などの臓器を摘出することが可能となる。

〈2010年に施行された改正臓器移植法のポイント〉

- ・改正前は本人の提供の意思表示が絶対であったが、本人の意思が不明な場合は家族の書面の承諾で可能となった。
- ・年齢制限がなくなり、15 歳未満でも家族の書面の承諾で可能となった。
- ・親族への優先提供を意思表示することを認めた。

問：あなたは脳死と臓器移植についてどのように考えるか。根拠を明確にして、自分の考えを述べよ。

例) 本人の場合、家族の場合、本人の意思表示を要件から外したことについて

脳死状態を「人の死」と認めてよいのか、親族優先提供は公平かどうか など

[illegible]